

## 河川保全区域内行為

1 河 川 の 名 称	<div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> <span>級河川</span> <span>水系</span> <span>川</span> </div>
2 目 的	
3 場 所	
4 行 為 の 内 容	
5 行 為 の 方 法	
6 行 為 の 期 間	令和    年    月    日から 令和    年    月    日まで

**備 考**

- 1 「行為の内容」の記載については、次のとおりとすること。
  - (1) 土地の形状を変更する行為にあつては、掘削、盛土、切土その他の行為の種類及び掘削又は切土の深さ、盛土の高さ等を記載すること。
  - (2) 工作物を設置する場合には、その名称又は種類、構造又は能力等を記載すること。
- 2 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

## 添付図書

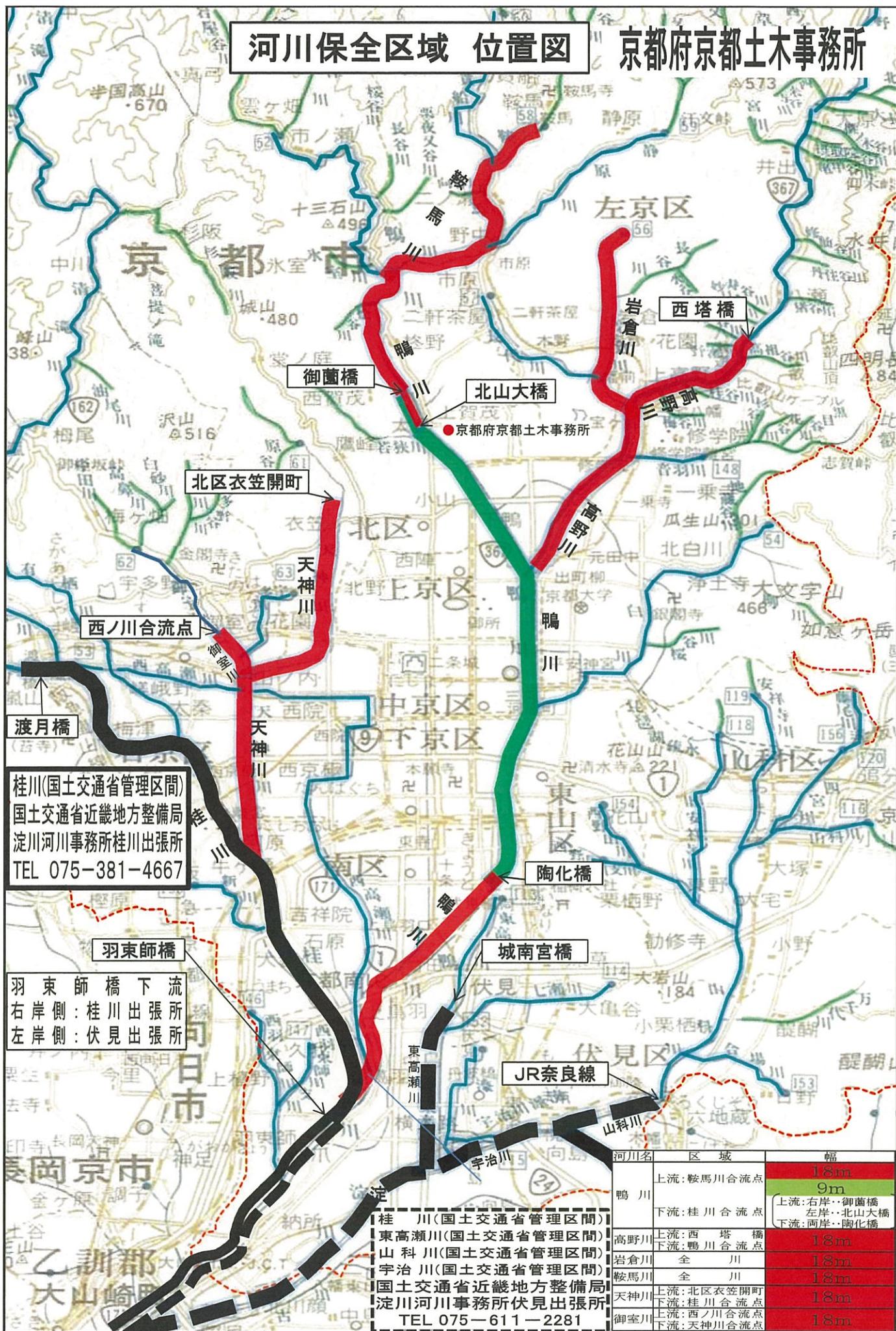
- 1 河川保全区域内の行為に係る事業の計画の概要を記載した図書
- 2 縮尺5万分の1程度の位置図
- 3 河川保全区域内の行為に係る土地の実測平面図
- 4 土地の形状を変更する行為にあつては、当該行為に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該行為に係る計画地盤高を記載したもの。
- 5 工作物を設置する場合は、その設計図（工作物の除却にあつては、構造図）
- 6 工事の実施方法を記載した図書
- 7 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において河川保全区域内の行為を行う場合にあつては、当該行為を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面
- 8 河川保全区域内の行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
- 9 その他参考となるべき事項を記載した図書

## <記載要領>

- 1 河川の名称  
水系名、河川名を記載すること。
- 2 目的  
許可に係る行為の目的を「住宅新築のため」「宅地造成のため」等のように記載すること。
- 3 場所  
登記簿謄本記載の所在地を記載すること。
- 4 工作物の名称又は種類
  - (1) 土地の形状を変更する行為にあつては、掘削、盛土、切土その他の行為の種類及び掘削又は切土の深さ、盛土の高さ等を記載すること。
  - (2) 工作物を設置する場合には、その名称又は種類、構造又は能力等を記載すること主要な工作物の名称又は種類を明記すること。
- 5 工事の実施方法  
工事の実施に当たっての施工の順序等について工事工程表に照応するよう具体的に記載すること。

# 河川保全区域 位置図

京都府京都土木事務所



桂川(国土交通省管理区間)  
国土交通省近畿地方整備局  
淀川河川事務所桂川出張所  
TEL 075-381-4667

羽束師橋  
羽束師橋下流  
右岸側：桂川出張所  
左岸側：伏見出張所

桂川(国土交通省管理区間)  
東高瀬川(国土交通省管理区間)  
山科川(国土交通省管理区間)  
宇治川(国土交通省管理区間)  
国土交通省近畿地方整備局  
淀川河川事務所伏見出張所  
TEL 075-611-2281

河川名	区域	幅
鴨川	上流：鞍馬川合流点	18m
	下流：桂川合流点	9m
		上流：右岸・御園橋 左岸・北山大橋 下流：両岸・陶化橋
高野川	上流：西塔橋 下流：鴨川合流点	18m
岩倉川	全川	18m
鞍馬川	全川	18m
天神川	上流：北区衣笠開町 下流：桂川合流点	18m
御室川	上流：西ノ川合流点 下流：天神川合流点	18m

## 河川保全区域内で行為をされる方へ

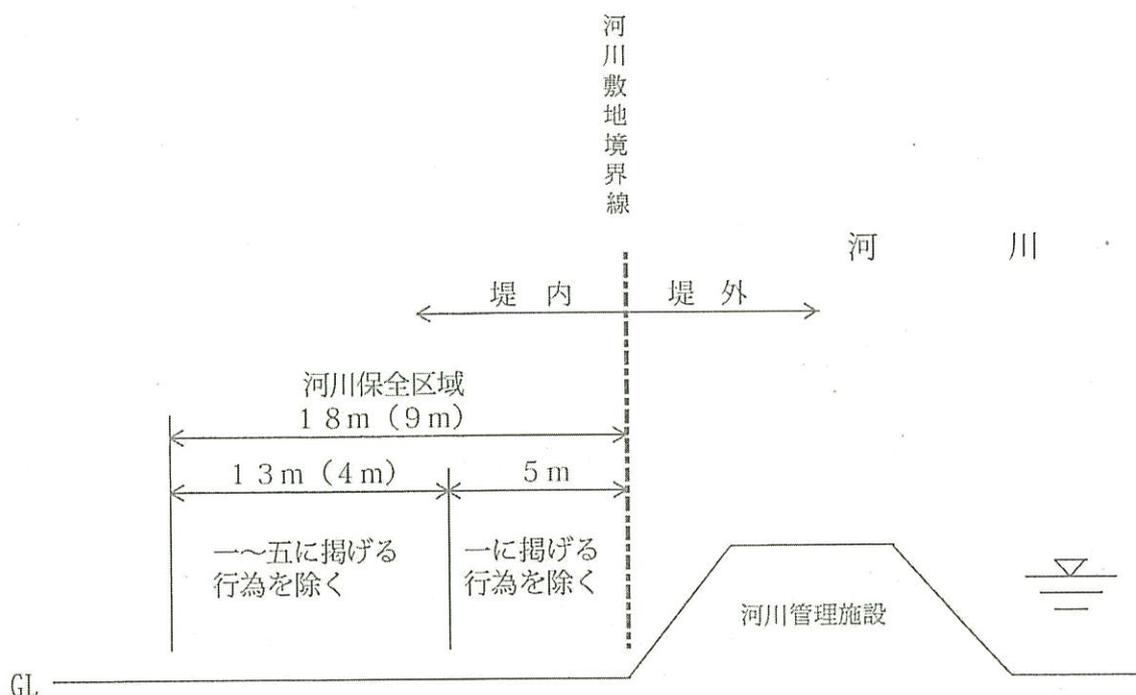
京都府京都土木事務所

河川保全区域内で次の行為をされる方は、河川法第55条の規定により京都府の許可を受けて下さい。

- 1 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- 2 工作物の新築又は改築

ただし、次の行為は許可を要しません。(ただし、第二号から第五号までに掲げる行為で、河川管理施設の敷地から5m以内の土地におけるものを除く。)

- 一 耕耘
- 二 堤防の土地における地表から高さ3m以内の盛土(堤防に沿って行う盛土で堤防に沿う部分の長さが20m以上のものを除く。)
- 三 堤内の土地における地表から深さ1m以内の土地の掘さく又は切土
- 四 堤内の土地における工作物(コンクリート造、石造、れんが造等の堅固なもの及び貯水池、水槽、井戸、水路等水が浸透するおそれのあるものを除く。)の新築又は改築
- 五 前各号に掲げるもののほか、京都府が河岸又は河川管理施設の保全上影響が少ないと認めて指定した行為



[根拠法令] 河川法(昭和39年法律第167号)第55条  
河川法施行令 第34条